75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
②**2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。**
③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和3年3月末までです。

対象者

●町内に住民登録を有する75歳以上の方（**昭和21年4月1日以前に生まれた方**）

ご利用方法

①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366	愛あいケアタクシー	☎20・1090
川上タクシー	☎24・0200	印南交通	☎42・0105
中紀河南タクシー	☎24・1001	南部タクシー	☎0739・72・2133
港タクシー	☎65・3100	介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222

「実践コース パソコン事務科」受講者募集！

ハロートレーニング ～急がば学べ～

募集期間　令和3年1月5日(火)～令和3年2月25日(木)
訓練期間　令和3年3月25日(木)～令和3年6月24日(木)
定　員　13名
※申込者が定員の半数に満たない場合、訓練を中止することがあります。
自己負担額
・テキスト代　7，480円(税込)
・職場見学先への交通費
お申込み
事前にハローワークで職業相談を必ず受けてください。

（問合わせ先）
職業訓練法人 中紀技能訓練協会
日高町荊木310番地
☎63・1500

令和2年分所得税申告相談　2月15日から

お問い合わせ
☎63-3802

令和2年分の所得税の申告相談受付が、2月15日から始まります。申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。

申告しなければならない方

①事業所得や不動産所得などがある方

▼令和2年中の給与収入が、2000万円を超える場合

▼給与を1か所から受け、地代・家賃などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合

②給与所得のある方で、次に該当する場合

▼給与を2か所以上から受けている方で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計が20万円を超える方

個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた場合は、原則として贈与税の確定申告をしなければなりません。

確定申告が必要な方で申告をしなかったり、誤った申告をされますと、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、更に加算税や延滞税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

町県民税の申告

町県民税の申告は、町県民税や国民健康保険税の課税資料の基となるとともに、所得証明書の発行や、各種手当ての受給者資格の判定や支給額の算定などをするための資料になります。令和3年1月1日現在で日高町にお住まいの方は、申告が必要です。（申告不要の方もおられますので、ご確認ください）

町県民税の申告が必要な方

・勤務する事業所などから、役場に給与支払報告書が提出されない方
・所得税の確定申告はしないが、扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などを受ける方
・令和2年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
・所得税の確定申告は必要ないが、雑所得、一時所得、事業所得などの所得のある方（農業などで町申告の方）
・前年に収入がなかった方（町内在住者の被扶養者は除きます）など

町県民税の申告が不要な方

・所得税の確定申告をした方
・給与所得のみの所得で、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
・公的年金のみの収入で、他に控除するものがない方
・収入がなく、同一世帯の家族の方が、会社の年末調整または確定申告で扶養親族として届出されている方（年少扶養も含みます）など

申告期限・場所

受付期間
令和3年3月15日（月）まで
（土・日曜は除く）

申告場所および時間
役場　3階大会議室（午前9時～午後4時）（次頁の日程表参照）

申告当日お持ちいただくもの（確定申告・町県民税の申告共通）

①認めの印鑑

②所得関係書類
令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）の収入などが確認できる書類（源泉徴収票、収支内訳書、給与明細など）

③控除関係書類
令和2年中に支払われた生命保険・地震保険・国民健康保険・介護保険・後期高齢者保険・国民年金などの支払証明書、医療費領収書など

④障害者控除を受ける方は、障害者手帳など

⑤その他、申告に必要な関係書類